平成２８年（フ）第４９１号
静岡県焼津市三ケ名977番地　石原アパート八号室、旧住所静岡市清水区御門台１番39号ハイツうわはら１Ａ
債務者　谷津倉隆行
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月13日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３７２号
岡山市中区高屋72番地１旭川ハイツＢ－504
債務者　久保　祥元
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第７９５号
東京都府中市四谷３丁目52番地の58メイプルタウン103
債務者　渡部　文男
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第１５２号
沖縄県沖縄市松本６丁目９番５号　幸地アパート201
債務者　有銘　博子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２８年（フ）第７９４号
東京都小平市天神町３丁目１番７号スターハイム小平206号
債務者　茂木　弘行
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月15日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第３５号
長崎県島原市有明町湯江丙1508番地
債務者　櫨本　博人
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午後１時30分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２８年（フ）第１７６７号
横浜市港南区日野中央３丁目１番15号　アネックス田野井102号
債務者　片田　直美
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８５９号
横浜市泉区下飯田町900番地の８
債務者　渡辺　聡美
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８７７号
横浜市南区中村町４丁目274番地６　ダイアパレス千歳103号
債務者　平良　春樹
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０７６号
横浜市鶴見区馬場７丁目15番18号　ロイヤルＡ101
債務者　佐藤裕美子（旧姓島崎）
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０７７号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地３－４－306
債務者　シーホム　ブントウン
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２１０４号
横浜市緑区鴨居２丁目29番14号　加山ハイツ第一205号
債務者　須藤　博章
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月５日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２００５号
横浜市南区花之木町２丁目28番地　ハイツ花之木601
債務者　清田　麻美
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０６３号
横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地　細谷戸ハイツ４－５－102
債務者　藤屋　光英
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２０６４号
横浜市港北区新羽町1092番地
債務者　道尾　俊二
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部